二　建築基準法施行規則第十条の十六第一項に規定する建築基準法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書（当該建築物の敷地若しくは建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合であって当該一団地（その内に同条第八項の規定により現に公告されている他の対象区域（同条第六項に規定する対象区域をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。）内に一若しくは二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築されるものに限る。）が建築される場合又は同条第二項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。）

三　建築基準法施行規則第十条の二十三に規定する建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書（同項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。）

（建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の十三　法第十九条の十五第一項の同意は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合しないときは、これをすることができない。

2　法第十九条の十五第三項の同意は、前条第二項第二号に規定する協議の申出の場合にあっては安全上、防火上又は衛生上支障があるとき、同項第三号に規定する協議の申出の場合にあっては建築基準法第八十六条の八第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

（建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の十四　建築主事は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十二第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2　特定行政庁は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十二第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（建築物の耐震改修に係る同意に関する協議）

第一条の十五　法第十九条の十六第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の耐震改修に関する次に掲げる書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二条に規定する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第八条第三項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

（建築物の耐震改修に係る同意の基準）

第一条の十六　法第十九条の十六第一項の同意は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第八条第三項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

（建築物の耐震改修に係る証明書の交付）

第一条の十七　所管行政庁は、法第十九条の十六第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第八条第三項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十五の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第一条の十八　法第十九条の十七第一項の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、法第十九条の十七第一項の規定による認定をしたときは、別記様式第二の通知書に、前項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、法第十九条の十七第一項の規定による認定をしないときは、別記様式第三の通知書に、第一項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の十九　法第十九条の十七第二項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　前条第一項の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の二十　法第十九条の十七第二項の同意は、交通上、安全上、防火上又は衛生上支障があるときは、これをすることができない。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付）

第一条の二十一　特定行政庁は、法第十九条の十七第三項の規定により同条第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十九の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

第一条の二十二　法第十九条の十八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを当該都市公園の公園管理者に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第二項の申請書に相当する書類

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

第一条の二十三　法第十九条の十八第一項の同意は、次の各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

一　公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。

二　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十五条第一項から第三項までに規定する基準並びに同令第十六条各号及び第十七条各号に掲げる基準に適合するものであること。

第二条第一項中「別記様式第一」を「別記様式第四」に改め、同項第十二号中「第六条第一項ただし書」を「第七条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「別記様式第一」を「別記様式第四」に「あるのは」を「あるのは、」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第七条第二号中「別記様式第二」を「別記様式第五」に改める。

第八条の四中「第四十五条の四第三項」を「第四十五条の四第二項」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（退避経路協定の認可の基準）

第八条の五　法第四十五条の十三第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の十三第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　退避経路の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。